

楽

しく子育て

元気に子育て

子ども・子育て支援新制度がスタートします



近年、全国的な傾向として進行する少子化は、社会経済全体に深刻な影響を与えています。そこで国は、平成15年7月に『次世代育成支援対策推進法』を制定し、次世代の社会を担う子どもが健康やかに生まれ、育つための取り組みを進めてきました。しかし、本格的な人口減少社会の到来や、さらなる少子化の進行により、幼稚園・保育所制度再構築の要請など、抜本的な制度改革が求められてきました。

これを受けて、子育てをめぐる課題を解決するため、『子ども・子育て支援法』とその関連法律が平成24年8月に制定され、『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月からスタートすることになりました。

本市においては、平成22年3月に『伊万里市次世代育成支援後期行動計画』を策定し、病後児保育事業の開始や留守家庭児童クラブの充実など、子どもたちが健やかに成長でき、安心して子育てができる環境づくりを進めています。しかし、少子・高齢化や核家族化の進行は本市においても例外ではなく、子どもと子育てを取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

今回の特集では、市における少子・高齢化、保育ニーズの状況や、新制度について紹介します。

● 問合先 福祉課子育て支援室 (☎2174)

伊万里市の現状

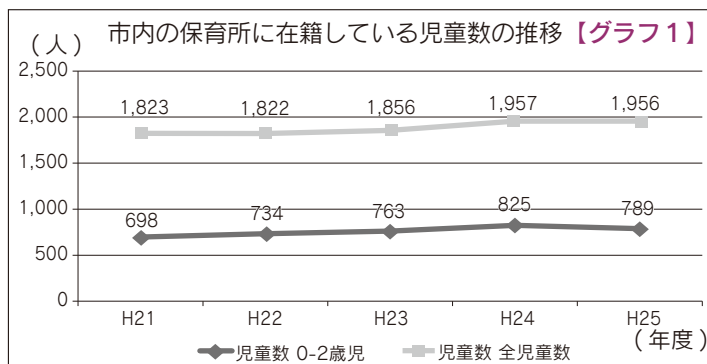
本市における、少子・高齢化の状況や保育ニーズはどのように変化してきているのでしょうか。
また、アンケート結果の中から、未就学児を持つ母親の就労意向について見てみましょう。

少子・高齢化の進行

本市の0～14歳の年少人口は、平成2年（12925人）から平成22年（8484人）までで約34%減少しています。これに対し、65歳以上の高齢者人口は、平成2年（10026人）から平成22年（14659人）までで約46%増加しています。また、人口総数については、平成2年（60882人）から平成22年（57161人）までで約6%減少しています。このように、近年の市の人口は減少しており、少子・高齢化が進行しています。

在園児童数の推移

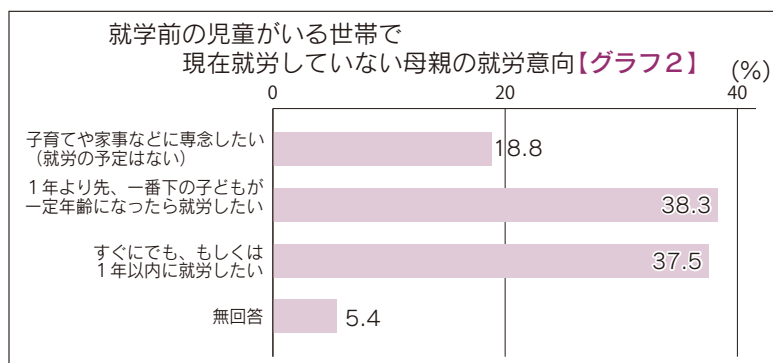
少子化の流れを受けて、市内の保育所（保育園）に在籍している児童数はどのくらい変化してきているのでしょうか。下の「グラフ1」は、平成21年度から平成25年度までの全児童数および0～2歳児の児童数の推移を表しています。それぞれ、平成21年度と平成25年度を比較してみましよう。全児童数は、平成21年度（1823人）から平成25年度（1956人）までで133人増加しています。このうち、0～2歳児の児童数は、平成



21年度（698人）から平成25年度（789人）までで91人増加しています。市の年少人口が減少傾向にあるにもかかわらず、保育所に在園児は全体的に増加しており、中でも0～2歳児の児童数の増加の割合が大きいようです。

保育ニーズ調査結果

市民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見などを把握するために、就学前児童または小学生がいる世帯を対象として、平成25年11月に『伊万里市子ども・子育て支援に関するニーズ調査』を実施しました。その調査結果によると、就学前児童がいる世帯で現在就労していない母親の就労意向【グラフ2】をみると、『すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい』が37.5%と、最も高い意向を示しています。



これからは

このように、本市では、少子・高齢化が進行していますが、保育所の低年齢児を中心に児童数が増加しており、保育ニーズが増加していることが分かります。この要因の一つとして、ニーズ調査より、子どもを保育所に預けて、働きたいと考えている母親が増えているためだと考えられます。そのため、現在のところ、本市での待機児童は発生していませんが、今後も保育ニーズが増加していくことが予想されますので、待機児童を発生させないためには、保育所の受け入れ態勢などについて、見直していく必要があります。このようなそれぞれの地域が抱えている課題を解決していくために、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』がスタートします。次のページでは新制度の概要などを紹介していきます。

子ども・子育て支援新制度が

スタートします



『働きたいのに子どもを預けるところがない』など、子育てをめぐるさまざまな問題を解決するために、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』などの3つの関係法律が成立しました。

来々年4月からスタートする『子ども・子育て支援新制度』とは、どのようなものなのでしょうか。また、これによって市内の幼稚園や保育所はどのように変わるのか、新制度の概要について疑問にお答えしながら、施設の利用方法などを紹介します。

『子ども・子育て支援新制度』とはどんなもの

- ▽子育て中のすべてのご家庭を支援する制度です。
- ▽消費税などを財源に、幼児期の子どもの学校教育・保育、地域の子育て支援を充実させていきます。
- ▽身近な市町村が地域の子育てニーズを把握し、これにあつた支援を充実させます。
- ▽平成27年度に本格スタート。『子育てを支える社会』に向けて動き出します。

新制度について詳しく教えてください

Q 新制度では何が変わるのですか

A 国の取り組みでは、認定こども園の普及を図り、地域型保育を新設し、3歳未満児の保育の場を増やすとされています。

Q 『認定こども園』とはどんなところですか

A 『認定こども園』は、幼稚園と保育所の良さを合わせ

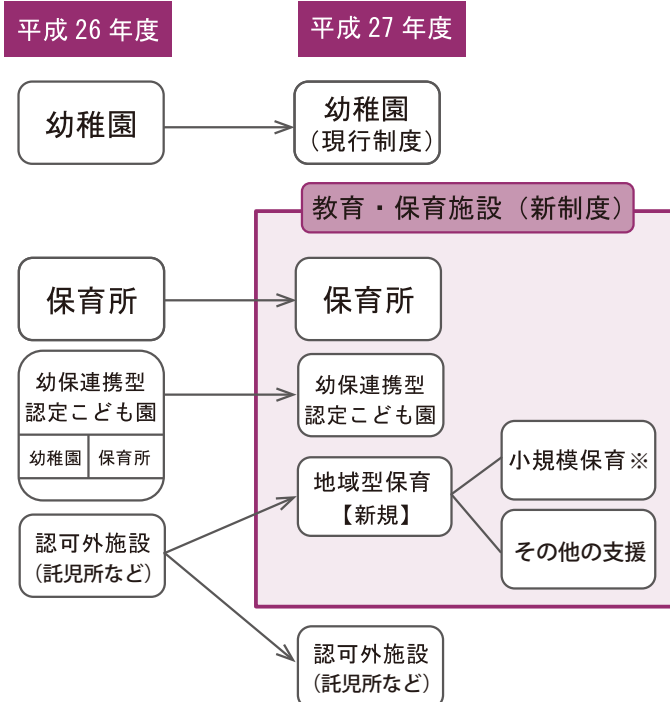
Q 『地域型保育』とは何ですか

もった施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。

A 20人未満の少人数の単位で、0〜2歳の子どもを預かる事業です。

市内では、少人数（定員6〜19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う小規模保育について、数か所の事業所が開所を予定しています。

市内の幼稚園・保育所はこう変わります



※少人数（定員6〜19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

Q 幼稚園や保育所はすべて『認定こども園』になるのですか

A 新制度では、教育と保育を一体的に提供する施設『認定こども園』が新たに設置されますが、現在の幼稚園や保育所のすべてが認定こども園になるわけではありません。

公立は、ニーズや園児数の動向などを見ながら市で検討します。

私立は、運営方法を園で決定します。

Q パートタイムで働いている人や家で育児をしている人は新制度を利用できないのですか

A 新制度は、子育てをしているすべての家庭を支援するものです。パートタイムで働いている人でも、『保育を必要とする事由』に該当すれば『保育の必要性』を認定する仕組みを導入します。また、家で育児をしている人が利用できるように地域の子育て支援も充実させていきます。

保育料について教えてく
ださい

◎ 新制度になると保育料はどのようになるのですか

▲ 新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が定めます。なお、国が定める上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担と同程度とされています。

※本市の保育料については、国の上限額が確定していません。そのため、現在検討中です。新しい情報は、随時、ホームページで公開します。

◎ 新制度では保育料は毎年同額になるのですか

▲ 保育料は、市町村税額をもとに毎年決定し、保育料の切り替えを、毎年9月に行います（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により保育料が決定）。前年度の収入の変動に伴い、保育料の階層区分に変更が生じた場合は、9月から新しい保育料となります。



保育所、認定こども園などを利用するご家庭

手続きや時期の流れは、これまでと大きく異なるものではありません。

新制度では、施設の利用を希望する保護者は、利用のための認定を市から受けることが必要になります。3つの認定区分に応じて、利用する施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所など）が決まります。

【3つの認定区分】

※は、認定区分ごとの利用対象施設です。

▽1号認定

満3歳以上で、教育を希望する場合

※認定こども園

▽2号認定

満3歳以上で『保育を必要とする事由』に該当し、保育所などで保育・教育を希望する場合

※保育所、認定こども園

▽3号認定

満3歳未満で『保育を必要とする事由』に該当し、保育所などで保育を希望する場合

※保育所、認定こども園、小規模保育事業所など

新制度の詳しい内容は

『内閣府子ども・子育て支援制度』のホームページを参照してください。

▷ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



子ども・子育て支援

いよいよ『子ども・子育て支援新制度』が、来年4月にスタートします。市では、円滑に新制度へ移行できるよう、各種基準を制定するなど必要な準備を進めるとともに、地域のニーズを踏まえて、計画期間を平成27年度から31年度までの5か年とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定しています。

計画策定を進めるに当たっては、地域のニーズを把握するために、ニーズ調査を実施しました。また、子育て中の人や子育て支援に携わっている人などの意見を聞くために、保護者や子育て支援事業従事者、事業所などの代表者を委員とした『伊万里市子ども・子育て会議』を設置しています。

ニーズ調査の結果、母親の就労希望や、保育園の利用希望が多くなっていることが分かりました。これはほんの一例ですが、このようなアンケート結果や子ども・子育て会議の意見などを踏まえて計画を策定していきます。

子ども・子育て支援新制度は、『すべての子どもたちが、笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように』するための制度です。そのためには、保護者が子育てについての第一義的責任があるという基本的認識の下に、家庭、学校、地域などが協力して楽しく子育てができ、元気な子どもができるまちを作っていくことが大切です。

新制度のスタートに伴い、不安を抱えている人もいるかもしれませんが、すべての子どもが夢と希望にあふれ、子ども自らが成長していくことが出来るように、市民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。



福祉課子育て支援室
南 亮介